

条 例 の 概 要

条 例	項 目	内 容
1 条	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全で適正な利用に関し、県民、事業者等の役割並びに県及び市町の責務を明らかにし、県が実施する施策の基本事項を策定 ○ 県民、事業者、交通安全団体、市町及び県が協働して、自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開し、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与
2 条	県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、地域等における啓発その他の取組を自主的かつ積極的に実施 ○ 国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力
3 条	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の取組を自主的かつ積極的に実施 ○ 国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力
4 条	交通安全団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を企画・推進
5 条	県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民、事業者、交通安全団体、市町及び国との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ○ 県民、事業者及び交通安全団体の自転車の安全で適正な利用に関する運動を支援
6 条	市町の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の施策に準じた施策及びその区域の状況に応じた施策を策定し、県と相互に連携協力して効果的に実施
7 条	県の交通安全教育等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育及び啓発を実施
8 条	保護者等の教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を実施 ○ 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を実施 ○ 事業者は、その従業者に対し、自転車関係法令の遵守、点検・整備等必要な教育を実施
9 条	高齢者の同居者等の助言	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言を実施
10 条	自転車小売業者等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車小売業者」「自転車貸付業者」は自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報を提供
11 条	自転車の安全適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者は、自転車関係法令を遵守、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用 ○ 自転車利用者は、夜間に自転車を利用するときは、前照灯の点灯、自転車関係法令に定める反射器材を備えた自転車又は尾灯を点灯した自転車の利用、及び車輪の側面に反射器材を備えたものを利用 ○ 保護者は、その監護する幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害軽減に資する器具を使用させるように努める
12 条	自転車の点検及び整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者、自転車貸付事業者その他の事業活動において自転車を利用させる者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検・整備を実施 ○ 保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、必要な点検・整備を実施
13 条	自転車損害賠償保険等の加入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者は、自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済（自転車損害賠償保険等）に加入（義務） ○ 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用にかかる自転車損害賠償保険等に加入（義務） ○ 事業者は、事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用にかかる自転車損害賠償保険等に加入（義務）

14 条	自転車損害賠償 保険等の加入の 確認等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車小売業者（自転車貸付業者）は自転車販売時（自転車貸付時）に、自転車購入者（自転車借受者）に対し、自転車損害賠償保険等の加入有無を確認（義務） ○ 自転車小売業者（自転車貸付業者）は、自転車損害賠償保険等の加入が確認できない場合、加入に関する情報の提供、保険等の加入勧奨
15 条	自転車損害賠償 保険等に関する 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等は、相互に連携及び協力し、自転車損害賠償保険等に関する情報提供等を実施
16 条	環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、歩行者、自転車等が安全に通行できるように、自転車道、自転車レーン等の整備に努めるとともに、市町等が行う自転車の撤去、自転車駐車場の整備等について必要な支援を実施

…本条例独自のもの

この条例における罰則の規定はありません。